

法律知識 No.52



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

遺骨を新たな墓に移動するためにはどうしたらいいのか

私は、大学入学時に東京都に移住し、卒業して就職した後も、東京都内に住み続けています。父と母は既に亡くなり、遺骨は父が作った福島県内の墓に入っています。

私は、東京近郊で既に墓を作っており、また、私に兄弟はおらず、今後、父と母が入っている墓には誰も入る予定はありません。私も年を取り、福島まで行くことが難しくなっています。

父と母の遺骨を、私が入る予定の墓に移せないかと考えています。墓を引っ越し手続について教えてください。



A

墓に納められている遺骨を、他の墓に移動することを改葬といいます。

改葬の基本的な流れは、移動先の墓の管理者から「①遺骨の受入に関する証明書」をもらう、現在、遺骨がある墓の管理者から「②遺骨の埋葬に関する証明書」をもらう、現在、遺骨のある自治体に「③改葬許可申請書」を提出し、「④改葬許可証」をもらうというものになります。

「墓地、埋葬等に関する法律」では、無許可で改葬を行った場合の刑罰が定められており、改葬する場合は、必ず改葬許可を得るようにしてください。それでは、それぞれの書類について詳しく説明します。

①遺骨の受入に関する証明書

遺骨の受入に関する証明書は、移動先の墓に遺骨を確実に受け入れることを証明するもので、霊園などで入手できます。この証明書を手に入れることが改葬手続の始まりとなりますので、改葬手続をするためには、移動先の墓を先に作る必要があります。また、証明書の発行には、手数料が必要な場合や有効期間が定められている場合があります。

②遺骨の埋葬に関する証明書

遺骨の埋葬に関する証明書は、現在の墓に遺骨が納められていることを証明するもので、自治体で入手できます。入手後は管理者に証明書を渡し、印鑑などを押しってもらうようにしてください。また、下記の改葬許可申請書と一体となっている自治体もあります。

③改葬許可申請書

改葬許可申請書に①と②の証明書を添付して、現在、遺骨がある自治体に提出します。書式は、現在、遺骨がある自治体からもらうようにしてください。なお、改葬許可証の発行に手数料がかかる自治体もあります。また、改葬許可は、改葬する全ての遺骨について必要となります。

④改葬許可証

改葬許可申請書に問題がなければ、自治体から改葬許可証が発行されます。申請から発行までは1～2週間程度かかる場合があります。改葬許可証の入手後は、現在、遺骨がある墓の管理者に改葬許可証を提示し、遺骨を取り出します。遺骨を取り出した後は、更地にして敷地を管理者に返すこととなります。また、移動先の墓の管理者にも改葬許可証を提示して、遺骨を新しい墓に納めることとなります。

ここからは広告です。